



鳥取県公報

令和8年5月1日（金）
号外第31号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
(23) (人事企画課) 3
- ◇ 病院局訓 鳥取県病院局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(1) (総務課) 4
令

——公布された条例のあらまし——

◇職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員等の損害賠償責任の一部免責について定めた規定中引用する地方自治法施行令の条項を改める。
- (2) 施行期日は、令和8年9月24日とする。

条 例

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第23号

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～エ 略</p> <p>(2) 地方警務官 <u>政令第173条の5第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額</p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ 略</p>	<p>(職員等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～エ 略</p> <p>(2) 地方警務官 <u>政令第173条の4第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額</p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ 略</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

病 院 局 訓 令

鳥取県病院局訓令第 1 号

鳥取県病院局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月1日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

鳥取県病院局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局企業職員安全衛生管理規程（平成7年鳥取県病院局企業訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(衛生管理者)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(化学物質管理者)</u></p> <p><u>第5条の2 リスクアセスメント対象物（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物をいう。以下この条において同じ。）を製造し、又は取り扱う病院に、省令第12条の5第1項各号に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させるため、化学物質管理者を置く。ただし、同項に規定する表示等及び教育管理を、当該病院以外の病院（以下この項において「他の病院」という。）において行っている場合には、当該表示等及び教育管理に係る技術的事項については、当該他の病院に置かれた化学物質管理者が管理する。</u></p> <p><u>2 リスクアセスメント対象物の譲渡又は提供を行う病院（前項のリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う病院を除く。）に省令第12条の5第1項に規定する表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理させるため、化学物質管理者を置く。ただし、当該表示等及び教育管理を、当該病院以外の病院（以下この項において「他の病院」という。）において行っている場合には、当該表示等及び教育管理に係る技術的事項については、当該他の病院に置かれた化学物質管理者が管理する。</u></p> <p><u>3 化学物質管理者は、職員のうちから病院長が選任する。</u></p> <p><u>(保護具着用管理責任者)</u></p>	<p>(衛生管理者)</p> <p>第5条 略</p>

第5条の3 化学物質管理者を置く病院であって、
リスクアセスメント（省令第12条の5第1項に規
定するリスクアセスメントをいう。）の結果に基
づく措置として職員に保護具を使用させるもの
に、省令第12条の6第1項各号に掲げる事項を管
理させるために、保護具着用管理責任者を置く。
2 保護具着用管理責任者は、職員のうちから病院
長が選任する。

附 則

この訓令は、令和8年5月1日から施行する。